附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の公共施設等運営権登録令（以下「新令」という。）第三十二条第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

２　新令第四十一条の二及び第四十七条の二の規定は、施行日以後にされる登録の抹消の申請について適用する。

３　新令第六十六条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登録簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登録簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

学校教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百三号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項及び第百四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において」を「高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下」に改め、同項第十一号中「高等学校」を「高等学校等」に改め、「変更」の下に「（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）」を加え、同項第十二号中「大学」を「高等学校等の広域の通信制の課程及び大学」に改める。

第二十四条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第二十六条の見出し中「市町村立高等学校等」を「市町村立幼稚園等」に改め、同条第一項第三号を次のように改める。

三　学則の変更（第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更を除く。）をしたとき。

第二十六条第二項及び第三項中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第二十七条の二第一項第一号を次のように改める。

一　目的、名称若しくは位置の変更又は学則の変更（第二十三条第一項第十一号及び第十二号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき。

第二十七条の二第一項第二号及び第二項中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（認可の申請に関する経過措置）

２　この政令の施行の際現に学校教育法第四条第一項の規定によりされている改正前の学校教育法施行令第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更の認可の申請は、当該変更が改正後の学校教育法施行令（以下「新令」という。）第二十三条第一項第十一号の文部科学省令で定める変更に該当する場合には、文部科学省令で定めるところにより、新令第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定による学則の変更の届出とみなす。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百四号

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百五号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号及び第二項、第百四条の十の六第一項並びに第百四条の十の八の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章　授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の十―第五十七条の十五）」を「第十二章　図書館等公衆送信補償金に関する指定管理団体等（第五十八条―第六十四条）」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第五十八条―第六十四条」を「第七十一条―第七十七条」に、「第十四章」を「第十五章」に、「第六十五条・第六十六条」を「第七十八条・第七十九条」に改める。

第一条の五中「法第三十一条第五項第二号イ」を「法第三十一条第九項第二号イ」に改め、同条を第一条の七とする。